

令和 6 年第 9 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 6 年 9 月 2 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和6年9月2日（月）

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

〔 議 案 〕

議案第49号 農地法第3条許可について

議案第50号 農地法第5条許可について

議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第52号 農用地利用集積等促進計画の決定について

〔 報 告 〕

報告第49号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第7号）

報告第50号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号）

報告第51号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）

報告第52号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）

報告第53号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第54号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	児 玉 静 雄
4 番	久保田 章 生	5 番	鬼 塚 健 太	6 番	原 恵 子
7 番	川 越 定 光	8 番	金 丸 隆 幸	9 番	徳 地 豊
10 番	川 越 忠 次	11 番	長 友 紘 子	12 番	川 越 正 彦
14 番	岡 原 明 美	15 番	持 原 義 信	16 番	佐 藤 裕次郎
17 番	片 上 英 行	18 番	田 中 安 子	19 番	高 間 秀 一
20 番	川 越 達 也	21 番	中 村 和 寛	22 番	外 蘭 香
23 番	蛭 原 安 徳	24 番	松 田 真 郎		

5. 欠席委員

13 番 長 倉 恭 浩

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	農地調整係主任主事	領 家 健 志
農地調整係主事	西 岡 恭 子	総 務 係 主 事	石 三 美 鈴

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦 

委 員 川 越 達 也 

委 員 久 保 田 章 生 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより、令和 6 年度第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、13 番、長倉恭浩委員から欠席の届出がありました。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

それでは、まず本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番、久保田章生委員、20 番、川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等について、タブレットにて資料を御確認ください。

ファイルは、「04 令和 6 年第 9 回総会議案」となります。

なお、議案につきましては、特別な場合を除き、1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。

総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は、4 議案を審議いただきます。

議案第 49 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 50 号「農地法第 5 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 25 件でございます。

議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定について」は 61 件でございます。

以上、審議件数の合計は 106 件となります。

御説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 49 号農地法第 3 条許可について、3 ページから 4 ページの 173 番までを議題とします。

○事務局（西岡） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、関わる基準を充足すると認められた案件について、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受け人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しておりますが、今回は認定農業者からの申請はありません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号172を御覧ください。併せて4ページの番号173を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、新規就農者による営農型太陽光発電に関する申請です。

まず、お手元の農地法第3条許可資料を御覧ください。

申請地は、2ページの位置図のとおり、佐土原町下田島にあります佐土原駅から東に約1.3キロメートルに位置する土地です。

議案書3ページから4ページの番号172、番号173を御覧ください。

本案件は、令和3年第8回総会で営農型太陽光発電施設として許可をしており、今回、下部の農地の所有権を移転するため申請に及んだものです。

受け人が太陽光発電施設も所有する計画で、3条許可後に、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請をする予定です。

なお、本案件の受け人は、日向市在住の新規就農者ですが、幼い頃から父親の農業を手伝い、自家消費用の野菜を作るなど、長く農業への関わり・興味がありました。営農型太陽光で、サカキの生産の実績がある都農町の株式会社ドリームファームとの関わりの中で、サカキの流通の90%以上は輸入品で、国内生産の物は非常に少なく、需要が高いことを知りました。

現在は、建築業を営営していますが、近いうちに息子へ事業譲渡を予定しており、今後は営農型太陽光でのサカキの営農を計画し、本申請に至ったものです。

株式会社ドリームファームから栽培管理などの指導を受けながら、農業に従事し、品質の良いサカキの育成に努め、将来的には農地を増やし、安定的な収穫を目指す計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号172、173についてお尋ねしたいと思います。

令和3年の第8回の申請の段階から、本人がサカキを植えて、営農をしていくという申請であったものを、今回、別の人に売って、この施設をその人の土地の上で維持していくという案件に変わったのでしょうか。それとも、最初の令和3年の段階から、こういう構想の下に提出されていた案件なのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○事務局（前田） この案件は、令和3年8月に許可をしたときはピーマンを栽培するというので、営農計画を出していただいて、一時転用の許可をしたものになります。

その後、一作はできましたが、耕作者とパネルの発電事業者と折り合いがつかず、また農地の状況が悪いことで耕作ができませんでした。

事務局としても、状況の報告を促していたところ、発電事業者の代表が急に逝かれ、事業継続が厳しいというところもあり、今回の議案に上がっている受人がこの農地とパネルを買って、御自身が営農者となり、上も下も同じ方でやっていくということで話がまとまったというところから、申請があり、受け付けた次第です。

○議長（川越） ほかがございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、議案第50号農地法第5条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましても、第5条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置や、その事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。

審査に当たり、農地区分は、事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号170を御覧ください。

申請人のうち、渡し人は宮崎市清武町在住の個人、受け人は宮崎市清武町在住の農家です。申請地は、宮崎市清武町にあります清武総合支所から北東に約950メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地に農家住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である集落接続に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け、土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。

その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、その他の案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7 ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第51号農用地利用集積等促進計画（案）について、9 ページから20ページの264番までの審議分、21ページの63番までの更新・変更分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番、佐藤裕次郎委員の退出を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（石三） 議案第51号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請するため、今回議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が9ページの番号243番から20ページの番号264番までの22件、更新分が21ページの番号61番から番号63番の3件でございます。

なお、変更分につきましては、中間管理機構、渡し人の契約期間中に受け人が変更になるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16番、佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 議案第52号農用地利用集積計画の決定について、22ページから39ページの539番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番、児玉静雄委員、24番、松田真郎委員の退室を求めます。

（3番児玉静雄委員、24番松田真郎委員退室）

○事務局（石三） 議案第52号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、22ページの番号506番から39ページの番号539番の34件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が3件、新規設定が5件、賃借権の再設定が8件、新規設定が17件となっております。

中間管理の特例事業による貸借は1件となっております。

また、39ページの番号539番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します52ページの番号564番により、農地中間管理機構であ

る公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買受け、買い手候補者に最長４年10か月間、農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

３番、児玉静雄委員、24番、松田真郎委員の入室を求めます。

（３番児玉静雄委員、24番松田真郎委員入室）

○議長（川越） 次に、40ページから52ページの564番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番、佐藤裕次郎委員、23番、蛭原安德委員の退室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安德委員退室）

○事務局（石三） 農用地集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、40ページの番号540番から、53ページの番号566番までの27件でございます。また、52ページの番号564番につきましては、先ほど説明いたしました39ページの番号539番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡すもので、52ページの番号565番から、53ページの番号566番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16番、佐藤裕次郎委員、23番、蛭原安徳委員の入室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安徳委員入室)

○議長（川越） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件について御説明いたします。

ファイルは、「04 令和6年第9回総会報告」となります。

総会報告の2ページを御覧ください。

報告第49号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数3件でございます。

報告第50号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数16件でございます。

報告第51号は、農地法第4条第1項、本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数6件でございます。

報告第52号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数27件でございます。

報告第53号は、申請の取下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数1件でございます。

報告第54号は、農地法第3条の3、相続等による権利移動についてでございます。その数15件でございます。

なお、報告第49号、第50号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。また、第51号、第52号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

御説明は以上でございます。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありました。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見がなければ、報告案件はこれで終わりたいと思います。

本日の総会は、これをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和6年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時32分閉会